

「秋の全国火災予防運動」

11月9日～15日

「ふうしゅんし いちねーで確認 火の用心」

11月は空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になることから、秋の全国火災予防運動が「119番の日」の11月9日（土）から15日（金）に実施されます。この運動の目的は、住民のみならず防火の意識を高めていただき、火災による死傷者を無くし、財産の損失を防ぐことです。

消防本部では、期間中、事業所などにポスターの掲示をお願いするとともに、消防車両による巡回宣伝やホームページなどを通じて、火災予防を広く住民のみなさんにお知らせしています。また、防火対象物や危険物施設への立入検査を行い、防火安全対策を指導します。

火災のない安全・安心なまちづくりのため、火気の取り扱い・放火防止対策など、みなさんのご協力をお願いします。

問 〓 箕面市消防本部予防室

☎ 724・00015

11月9日は119番の日

「119番」は火災に見舞われたり、救急要請が必要な場合の緊急通報用電

話です。

いざという時のために、次の4つのポイントに注意をして、慌てず、落ち着いて正確に通報してください。

①「火事です。」または「救急です。」とはつきりと伝える

②住所・場所を正確に伝える（お出かけ先などで場所がわからない場合は交差点や近くの目標物を伝える）

③火災の場合：燃えている場所（1階の台所など）、煙や炎の状況、逃げ遅れやけがの人の有無などを伝える

救急の場合：意識と呼吸の有無、主な症状、年齢、性別などを伝える

④通報者の名前、電話番号を伝える

問 〓 箕面消防署通信指令室

☎ 724・5078

放火防止対策について

「放火」および「放火の疑い」による火災の件数は、全国的に出火原因の上位を占めています。放火を減らすためには、住民のみなさん自らが、放火されない環境を作ることが大切です。放火を予防するために特に次の点に注意しましょう。

- ・家の周りに燃えやすいものを置かない
- ・ごみは収集日の前日（前夜）から出す
- ・夜間には、玄関灯や門灯をつけて家の周りを明るくする

- ・ポストに郵便物などをためない
- ・車やバイクのカバーは燃えにくい防火品を使用する
- ・空き家や車庫、倉庫は施錠する

火災を発見したら大きな声で周りに知らせ、119番通報をしてください。

問 〓 豊能消防署

☎ 73610119

狩猟期間中の山林等への立ち入り際には注意してください

狩猟期間中（大阪府の場合は、11月15日～翌年3月15日）には、町内のみならず町外からも狩猟者が町内山林において捕獲活動を行います。

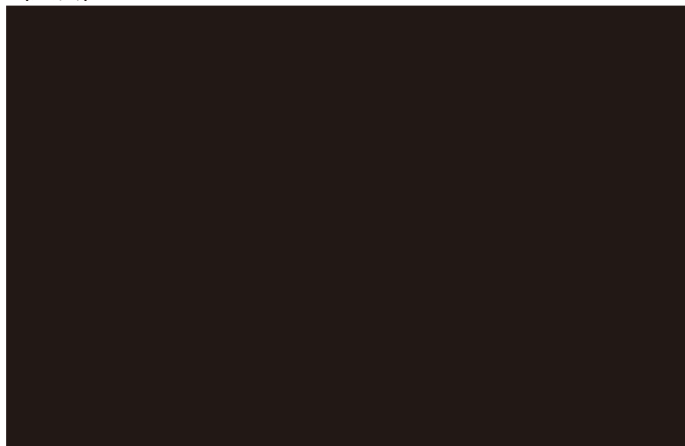
山林作業はもちろんのこと、ハイキング等で山林に入られる際には、狩猟事故を未然に防ぐため、次の点に注意してください。

注意事項

- ①目立つ色の服を着用すること。
- ②鈴やラジオを用いて、狩猟者に自身の存在を知らせること。
- ③わなを見つけた場合には、決して近づかないこと。

問 〓 農林商工課 ☎ 739・3424

(広告)



交通事故発生状況

(令和元年9月中の速報値) 豊能警察署交通課

種別	豊能町	能勢町	合計
人身事故	3件	2件	5件
死者数	0人	0人	0人
重傷者数	1人	2人	3人
軽傷者数	3人	1人	4人
物損事故	24件	28件	52件
総件数	27件	30件	57件

横断歩道しっかり渡って事故防止

豊能町交通事故をなくす運動推進本部

11月は自転車マナーアップ強化月間です

自転車事故の未然防止を図るためのものです。皆さんお互い交通ルールを守りましょう。

【月間重点】

○交差点における自転車の交通事故防止
○放置自転車の追放

【スローガン】

○自転車のすり抜け運転事故のもと
○ちよつとだけ みんなが困る その放置
問〓住民人権課 ☎739-3402

自転車を盗難から守りましょう

府内で自転車の盗難が多発しています。自転車の盗難の約半数は、無施錠で被害に遭っています。大切な財産を守りましょう。



ワイヤー錠



シリンダー錠



ディンプル錠

●シリンダー錠やディンプル錠など、開けられにくい防犯性能の高い錠を取り付けましょう。
●ワイヤー錠などで二重ロックをしましょう。
●防犯登録をしておく、盗難時の早期発見に役立ちます。登録に関するお問合せは、「大阪府自転車商防犯協力会」(☎06-6629-0750)へお願いします。

問〓住民人権課 ☎739-3402

消費税率引き上げに便乗した詐欺にご注意ください!

銀行の業界団体を名乗る男から、「消費税増税の関係で、高齢者に社会保険料の一部が戻ることになった。通帳とキャッシュカードの番号を教えてください。お宅は4万円戻ると電話があった。」

(国民生活センター見守り新鮮情報より)



(80歳代 男性)

【おまかせ】

・社会的に話題になっている出来事を悪用し、言葉巧みに近づく詐欺手口が見られます。今後、消費税率の引き上げに便乗した手口の発生が予想される、注意が必要です。
・金融機関や行政等が、消費税増税を理由に消費者個人に電話をかけてくることはありません。「お金が戻ってくる」と言われても信用してはいけません。

・着信番号通知や録音機を活用し、知っている人以外の電話には直接出ないというこもトラブルを避ける一つの方法です。
・不審な電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

・不審な電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

買い取られた貴金属はクーリング・オフができます!

「不用品など何でも買い取る」と電話があり来訪してもらった。業者の男性は用意しておいたものはざつと見ただけで「貴金属はないか」と聞いてきた。「ない」と答えると、「絶対に何もないか。うそになるよ」などとあまりにもしつこく言われ、仕方なく金のネックレスなど4点を見せたところ、「それを売ってほしい」と言われた。断ったが、男性の様子が怖かったし、なかなか帰ってくれないため、あきらめて売却して2万円ほど受け取った。冷静になると大事なものを売ってしまったという後悔が強く、数日後「返してほしい」と連絡したが、「すでに手元になし、クーリング・オフはできない」と断られた。本当にクーリング・オフはできないのか。

(70歳代 女性)

【おまかせ】

・訪問した業者に貴金属等を買取られる「訪問購入」に関する相談が寄せられています。
契約書面を受け取った日を含む8日間、クーリング・オフ(消費者が無条件で契約を解除できる制度)ができます。消費者は返金して売却した物品を返してもらいます。また、クーリング・



(消費者庁 イラスト集より)

・訪問した業者に貴金属等を買取られる「訪問購入」に関する相談が寄せられています。また、クーリング・

オフ期間は物品の引き渡しを拒むことができます。
・クーリング・オフが適用されない商品等もあるので、注意が必要です。売却したくない場合はきつぱりと断りましょう。
困ったときは、一人で悩まず豊能町消費生活「コーナー」にご相談ください。

【消費生活に関する相談は】

相談日〓月・火・木・金曜日

午前9時30分～午後5時

※来庁相談も可能ですが、まずはお電話ください。

豊能町消費生活「コーナー」

☎739-0001(内線2500)

豊能警察署管内の特殊詐欺発生状況 (平成31年1月～9月末)

豊能町	電話等認知件数	50件
	被害件数	0件
	被害額	0円
能勢町	電話等認知件数	7件
	被害件数	1件
	被害額	5,000,000円

公園緑地の花木について

町が管理している公園や緑地に、無断で柿やイチジクの木、アジサイ等を植えておられる方が見受けられます。

町は公園緑地の維持管理のため定期的に除草作業を実施しておりますが、これら無断で植えられた植物を保存しながらの作業については、維持管理コスト面から支障もあり、妨げとなっております。これから町が実施する除草作業については、許可なく植えられた植物を撤去していく方針であるため個人で植えられた植物については、ご自分の庭に移植するなどの対応をお願いいたします。

また、公園緑地等の樹木（低木や街路樹を含む）を町の許可を得ずに無断で剪定や伐採されている方もいます。この様な行為も維持管理の支障となるためおやめください。

問 〓 都市計画課 ☎ 7399・3425

業務用冷蔵・冷凍機や業務用エアコンをお持ちの皆さまへフロン排出抑制法が改正されました

エアコンや冷凍・冷蔵庫の冷媒として使われている「フロン類」は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となることから、フロン排出抑制法に基づき、大気への排出抑制に努める必要があります。

フロン排出抑制法が改正され、業務用冷蔵・冷凍機や業務用エアコンをお持ちの方は簡易点検等に加えて、対象機器を廃棄する場合は産業廃棄物処分業者等への引き渡し時、フロン回収済み証明書を交付することになります。

ご不明な点は、大阪府産業廃棄物指導課までお問い合わせください。

問 〓 大阪府産業廃棄物指導課 ☎ 06・6210・9570

11月は大阪府産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間です

しない！させない！許さない！
廃棄物の野焼き、崩れそつなほごに積み上げる野積み、不法投棄は法律で禁止されています。

これらを見つけたら、市町村、大阪府または警察に通報してください。不適正処理の未然防止と早期解決にご協力をお願いします。

問 〓 大阪府産業廃棄物指導課 ☎ 06・6210・9572
FAX 06・6210・9509
環境課 ☎ 736・1190

使用済小型家電の臨時回収を行います

第9回とよのまつりにおいて、環境課のブースでは「使用済小型家電の臨時回収」を行います。ご家庭で不要になった小型家電をお持ちください。同時に、ごみの減量・分別に関するクイズコーナーもございます。ぜひご参加ください。



なお、当日使用済小型家電をお持ちいただいた方やクイズ参加者には粗品をプレゼントいたします。ぜひ、環境課のブースまでお越しください。

問 = 環境課 ☎ 736-1190

昨年とのごみ量比較（8月分） 単位：トン

	今年	昨年	対前年比
可燃ごみ	369.06	369.86	-0.2%
粗大ごみ	18.77	23.12	-18.8%
不燃ごみ	14.03	14.63	-4.1%
蛍光灯	0.08	0.06	33.3%
乾電池	0.31	0.27	14.8%
空きビン	10.28	10.97	-6.3%
空きカン	4.65	4.42	5.2%
紙類等	37.36	40.62	-8.0%
容器・プラスチック類	17.39	16.78	3.6%
ペットボトル	4.52	4.54	-0.4%
植木剪定くず	6.50	6.50	0.0%
食用廃油	0.20	0.25	-20.0%
小型家電	0.06	0.09	-33.3%
計	483.21	492.11	-1.81%

※容器・プラスチック類
(注) 速報値のため数値が変わることがあります。

【11月】資源とごみの収集日～分ければ資源、燃やせばごみ～

	可燃ごみ	不燃ごみ 有害ごみ	紙類等	空きビン	空きカン	容器包装プラスチック類 ペットボトル	植木剪定くず	
余野・川尻・木代・切畑・野間口 高山・牧・寺田・希望ヶ丘	火・金	13	20	20	27	6 20	13	粗大ごみ 有料・予約制（環境課 ☎ 736-1190 事前に申し込みしてください） 受付時間：午前9時～午後5時
吉川・ときわ台	火・金	14	21	21	28	7 21	27	食用廃油 役場本庁・吉川支所に回収ボックスを設置（各施設午前9時～午後5時まで投入可能、土・日・祝日・年末年始は投入不可）
東ときわ台	月・木	12	19	19	26	5 19	6	
光風台	月・木	8	15	15	22	1 15	20	使用済小型家電 役場本庁・中央公民館・吉川支所・西公民館に回収ボックスを設置（各施設開庁時間中に投入できます）
新光風台（保の谷含む）	火・金	14	18	21	28	4 18	27	